

米軍兵等による道路交通法違反（酒気帯び運転）に対する意見書

令和元年7月から9月までに、米軍兵等による酒気帯び運転の道路交通法違反が相次いで発生した。

酒気帯び運転は重大な不法行為であるとともに一步間違えば歩行者等を巻き込む重大な事故につながるものであり、市民・県民の平穏な生活を脅かすものとして、断じて容認できるものではない。

これまで、事件事故が発生するたびに、綱紀粛正や教育の徹底等、再三再四抗議し、強く求めたにもかかわらず状況が変わらないのは遺憾である。

特に、米軍兵等の飲酒絡みの逮捕者が続出することは、米軍兵等の飲酒運転に対する認識の甘さが見え、日本の法令への理解が足りないのではないかと感じざるを得ない。

よって沖縄市議会は、市民の人権、生命、財産を守る立場から、米軍兵等による道路交通法違反（酒気帯び運転）に対して厳重に抗議し、下記の事項について強く要求する。

記

1. 実効性のある、再発防止策を講じ、沖縄市議会に対し報告するよう求めること。
2. 日米地位協定の抜本的な見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 10月 3日

沖 縄 市 議 会

宛 先

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣

沖縄及び北方対策担当大臣

外務省沖縄担当大使

沖縄防衛局長